
資料 5 参考資料

令和 7 年10月20日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室

目 次

- 1. 専門支援機関に関するこれまでの検討状況**
- 2. 廃棄物処理法における関連規定**
- 3. 災害対策基本法における廃棄物処理に関する規定**
- 4. 市町村のための人的応援の受入に関する受援計画作成の手引きについて**
- 5. 現行の廃棄物処理法における一般廃棄物処理施設の設置手続について**

1. 専門支援機関に関するこれまでの検討状況 (第1回災害廃棄物対策推進検討会資料より抜粋)

環境省、都道府県、市町村、専門支援機能（機関）の主な役割（案）

（第1回 令和7年度災害廃棄物対策推進検討会資料から抜粋・一部加筆）

- 専門支援機能（機関）の主な役割は、環境省による都道府県・市町村への支援や、都道府県による市町村への支援の役割を補完することにより、市町村・都道府県における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の支援を図ること。

⇒専門支援機能（機関）は、個別の市町村・都道府県での対応が難しい規模の災害において、国の統括のもと、都道府県や一部市町村における災害廃棄物対策を支援。

	これまでの体制	専門支援機能（機関）確立後の体制	今後の主な実施内容（例）
環境省	本省 【平時】 全国共通 の対応基盤（災害廃棄物対策に必要な各種支援ツール等）の整備 【平時】 地域ブロック横断・全国的対応 が必要な平時の備え 【発災時】 全国的対応 が必要な災害での自治体支援（総括・監督や技術的助言、現地調査等）	【平時】全国共通の対応基盤 （災害廃棄物対策に必要な各種支援ツール等）の整備 専門支援機能（機関）が支援 【発災時】全国的対応 が必要な災害での自治体支援（総括・監督 専門支援機能（機関）が支援 等）	【平時】全国共通の指針・マニュアル等 の整備・改定（本省） 【平時】地域ブロック行動指針等 の整備（事務所） 【平時】全国・地域ブロックの関係団体等との協定締結 【平時】災害廃棄物処理計画・協定等や研修・訓練等のモデル事業等の実施 等 【発災時】災害廃棄物対策に関する現地支援の司令塔、被災市町村・都道府県の意思決定支援、県境・地域ブロックを超えた広域調整支援 等 【発災時】災害廃棄物処理・廃棄物処理施設復旧等への財政支援
	地方環境事務所 【平時】地域ブロック単位での対応基盤の整備 【発災時】都道府県横断の対応 が必要な災害での自治体支援（技術的助言、現地調査、各種調整等）	【平時】地域ブロック単位での対応基盤の整備 【発災時】都道府県横断の対応 が必要な災害での自治体支援（技術的助言 専門支援機能（機関）が支援 等）	
都道府県	【平時】都道府県区域内での対応基盤の整備 【発災時】都道府県区域内 における被災市町村の災害廃棄物処理への各種支援 【発災時】災害規模等に応じて一部都道府県が市町村から事務委託を受け災害廃棄物処理の一部の実施	【平時】都道府県区域内での対応基盤の整備 【発災時】都道府県区域内 における被災市町村の災害廃棄物処理への各種支援 【発災時】災害規模等に応じて 専門支援機能（機関）が都道府県を支援 市町村から事務委託を受け災害廃棄物処理の一部の実施	【平時】災害廃棄物処理計画の策定・改定、都道府県での自治体・関係団体等との協定締結、これら取組に基づく研修・訓練の実施等 【発災時】都道府県区域内の被害情報収集体制の確保、区域内の周辺市町村及び近隣県との広域調整、都道府県区域内の災害廃棄物処理の進捗管理、市町村からの一部事務委託による災害廃棄物処理の実施等
市町村	【平時】市町村区域内での対応基盤の整備 【発災時】市町村区域内 の災害廃棄物処理（各種調整・発注事務含む）の実施	【平時】市町村区域内での対応基盤の整備 【発災時】市町村区域内 の災害廃棄物処理（ 専門支援機能（機関）が支援 ）の実施	【平時】災害廃棄物処理計画の策定・改定、自治体・民間事業者団体等間の協定締結、これら取組に基づく研修・訓練の実施等 【発災時】被害状況確認、災害廃棄物処理（各種調整・発注事務含む）の実施等
専門支援機能（機関）	これまでの課題 【平時】経験・知見の蓄積、発災時の対応に備えた自治体間、自治体と関係団体間との連携 【発災時】被災市町村での各種調整・発注等事務、都道府県での管下市町村支援・マネジメント事務の過度な集中 ↑ 自治体のマンパワー・ノウハウ大幅不足 環境省の自治体支援の過大負荷	【平時】全国共通の対応基盤の運用 【平時】都道府県、地域ブロック、地域ブロック横断・全国的対応が必要な平時の備え に関する自治体（都道府県・一部市町村）及び国の取組を支援 【発災時】個別の市町村・都道府県での対応が困難な規模の災害 において、都道府県や一部市町村が行う災害廃棄物処理のための各種調整・発注等事務、国の統括支援事務等を支援	【平時】各種基礎データの集約・更新（既存廃棄物処理施設等の情報、適正処理困難物に係る事例や処理先などの各種調査）等 【平時】全国共通の自治体向け災害廃棄物対策ツール等の運用 【平時】市町村・都道府県間、都道府県・地域ブロック間の連携向上に資する災害廃棄物処理計画（受援計画含む）の改定や研修・訓練等に関する実務支援 【平時】協定締結・改定に関する市町村・都道府県への実務支援 等 【発災時】個別の市町村・都道府県での対応が困難な規模の災害で、市町村・都道府県（市町村から事務委託を受けた場合）が行う各種調整・発注事務等の支援や、国が行う統括的な現地支援の実務支援（初動期の現地被害調査、被災自治体への人的・技術支援派遣者のマッチング等）を実施

専門支援機能（機関）の役割① 平時における支援（案）

【専門支援機能（機関）の平時の役割のポイント】

- 専門支援機能（機関）の**平時の活動内容が発災時の支援内容へ繋がる**ことが重要。
- 災害廃棄物対策については、環境省（地方環境事務所）が自治体向けに平時からの備えとして既に活動を行っているため、**それぞれの役割分担を明確にすることが効果的かつ効率的**。

平時

① 災害廃棄物処理計画の実効性向上に資する訓練や技術的助言の実施

- ✓ 当該処理計画の実効性を「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」等を用いて検査・確認を行う研修・訓練等の実施により、技術的助言を実施
- ✓ 南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の対象エリアにおける各自治体の処理計画内容の連携（各自治体の仮置場の融通など）の可能性検討
- ※地域ブロック協議会による研修やセミナーをさらに強化するため、関係者間の計画連携にフォーカスをあて、専門支援機能（機関）が地方環境事務所をサポートする
- ※地方環境事務所への提言（ブロック協議会に基づく行動計画への反映）

② 災害支援協定締結における協定内容・締結先候補等の助言等の実施

- ✓ 国が策定する予定の災害支援協定に関する指針等を基に、災害における経験や地域事情を踏まえながら、市町村、都道府県における災害支援協定の締結の推進、内容の充実を支援

③ 適正処理困難物の物量把握・処理先マッチング

- ✓ 自治体が処理に難航している適正処理困難物の物量の把握や処理先のマッチングを実施
- ※地方環境事務所ではモデル事業の実施等を行う

④ 各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握

- ✓ 都道府県管内の廃棄物処理施設等の基礎情報（事業者、処理能力、処理対象物、平時処理量、搬入物・搬入車両の受入条件等）の整理
- ✓ 都道府県内の災害廃棄物処理可能量の推計及び集約

※本省及び地方環境事務所へ常時最新情報を共有

等

発災時

【①及び②】

平時から顔が見える関係を構築し、災害廃棄物対策における当該自治体の強み・弱みを専門支援機能（機関）として把握することで、発災時の支援をより迅速に実施することが可能

【③及び④】

平時から処理先を把握することにより発災時において広域処理を含む処理先のマッチング等の支援が可能

専門支援機能（機関）の役割② 発災時：初動期現地調査チームの運営（案）

- 初動期現地調査チームは、環境省の統括の下、**発災直後に専門支援機能(機関)が運営して現地被害調査**を行い、**必要な資機材や人員の専門分野、数量等を整理**することで、必要な支援内容・規模を早期に把握。
- 環境省へ必要な支援内容等を共有し、被災地域における早期の支援体制の構築を図る。

【各フェーズにおける初動期現地調査チームの主な支援内容（イメージ）】

（発災直後～：先遣隊としての被害情報の収集及び必要支援内容の把握）

- ・ **全体の被害情報収集**（建物被害状況、ライフライン・道路被害状況等）と**支援内容及び支援規模(車両種類・台数、人数等)の把握**
- ・ 被災市町村における廃棄物処理の組織体制の確認
- ・ 避難所の開設状況及び仮設トイレの状況の確認
- ・ 緊急解体が必要と考えられる損壊家屋等の選定 等

【チーム構成案】環境省（地方環境事務所等）＋専門支援機能（機関）、研究専門機関、一般廃棄物関係団体

（～1週間程度：公衆衛生の確保及び処理体制・事務体制の立上げ等のための支援）

- ・ 避難所ごみ、し尿及び片付けごみの収集運搬体制確立に向けて**必要な追加支援規模の把握**
- ・ **仮置場の確保**、早期開設及び運営、並びに**適正処理困難物等の管理・処理先**に関する技術的助言
- ・ 災害廃棄物発生量規模の初期推計、災害廃棄物処理方針の構築に関する技術的助言 等

【チーム編成案】環境省（地方環境事務所等）＋専門支援機能（機関）、研究専門機関、人材バンク、一般廃棄物関係団体、廃棄物処理等関係団体

（2週目以降～：処理体制・事務体制確立及び円滑・効率的な公費解体体制立上げ等のための支援）

- ・ 損壊家屋等の被害状況を踏まえた**公費解体受付体制の確保**に向けて**必要な追加支援規模の把握**
- ・ 公費解体申請受付を行う上で被災自治体が必要な各種確認事項・方法についての技術的助言 等

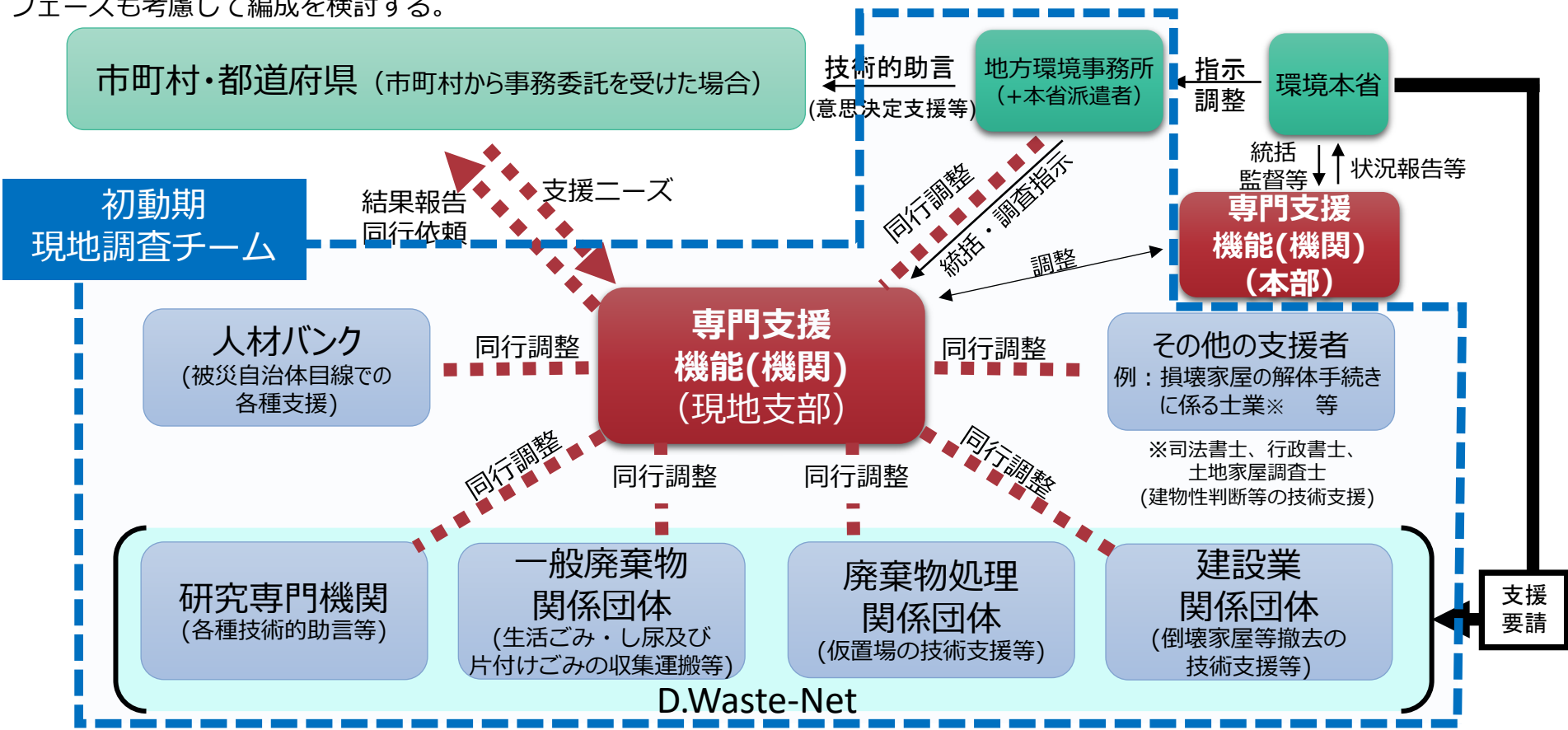
【チーム編成案】環境省（地方環境事務所等）＋専門支援機能（機関）、研究専門機関、人材バンク、自治体応援職員、廃棄物処理等関係団体、建設業関係団体、専門職（土業等）

専門支援機能(機関)の役割② 発災時：初動期現地調査チームの体制（案）

- 環境省の統括のもと、専門支援機能（機関）が被災市町村・都道府県の支援に関する調整窓口となり、各支援団体との各種調整を行い、**必要な支援内容・規模を早期に把握するための初動期現地調査チームを編成**する。
- 初動期現地調査チームは、災害規模等に応じてプッシュ型もしくは被災自治体の要請により派遣を行う。

【初動期現地調査チーム(青枠内)】

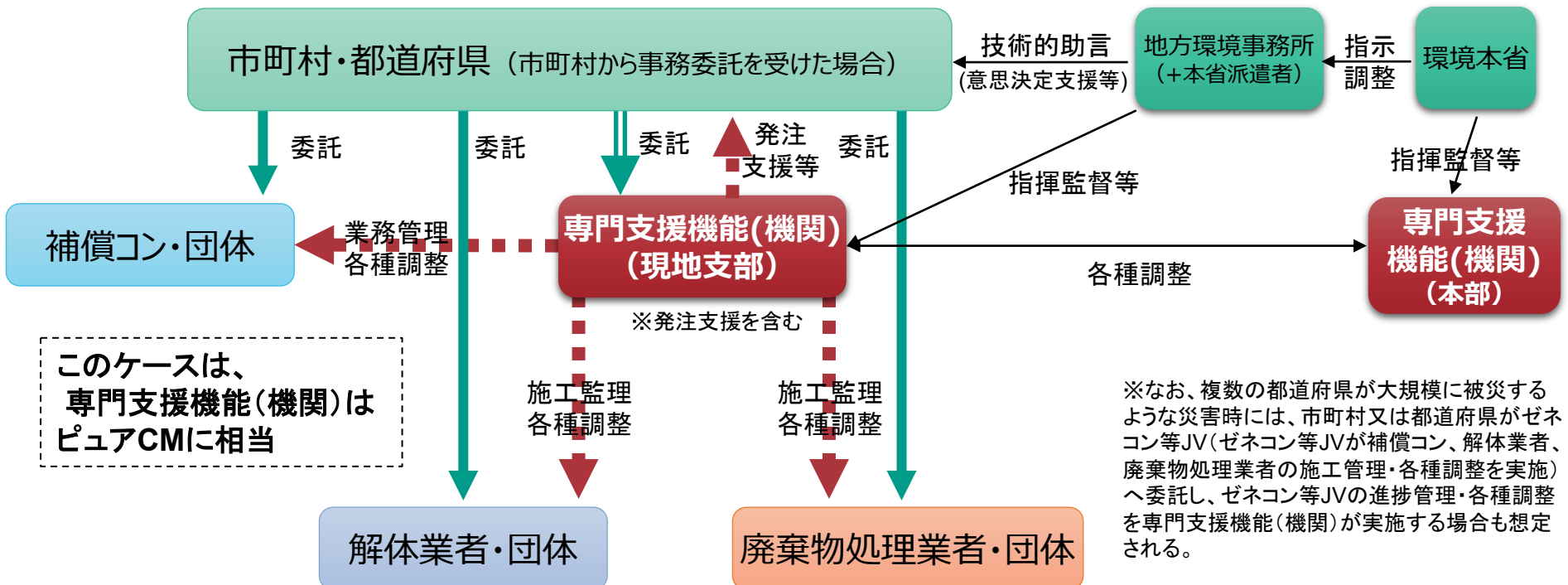
チーム編成等は災害規模及び現地被害調査結果等に応じて環境省において検討することとし、この図に掲載している団体等が一度に全て入るのではなく、調査対象・各フェーズも考慮して編成を検討する。



専門支援機能(機関)の役割③ 発災時：被災自治体への各種事務支援（案）

- 被災自治体は、公費解体から災害廃棄物処理に至る膨大な調整業務を一手に引き受けてきたが、横断的な専門支援機能（機関）の役割として、市町村から委託を受け、補償コン、解体業者、廃棄物処理業者との調整等を実施。
- これら多岐にわたる調整・連携を専門支援機能（機関）が補助・代行することで、被災自治体における円滑・迅速な公費解体・災害廃棄物処理の体制構築・運営を推進する。
- これは、建設分野におけるCM（コンストラクション・マネジメント）方式に近い。

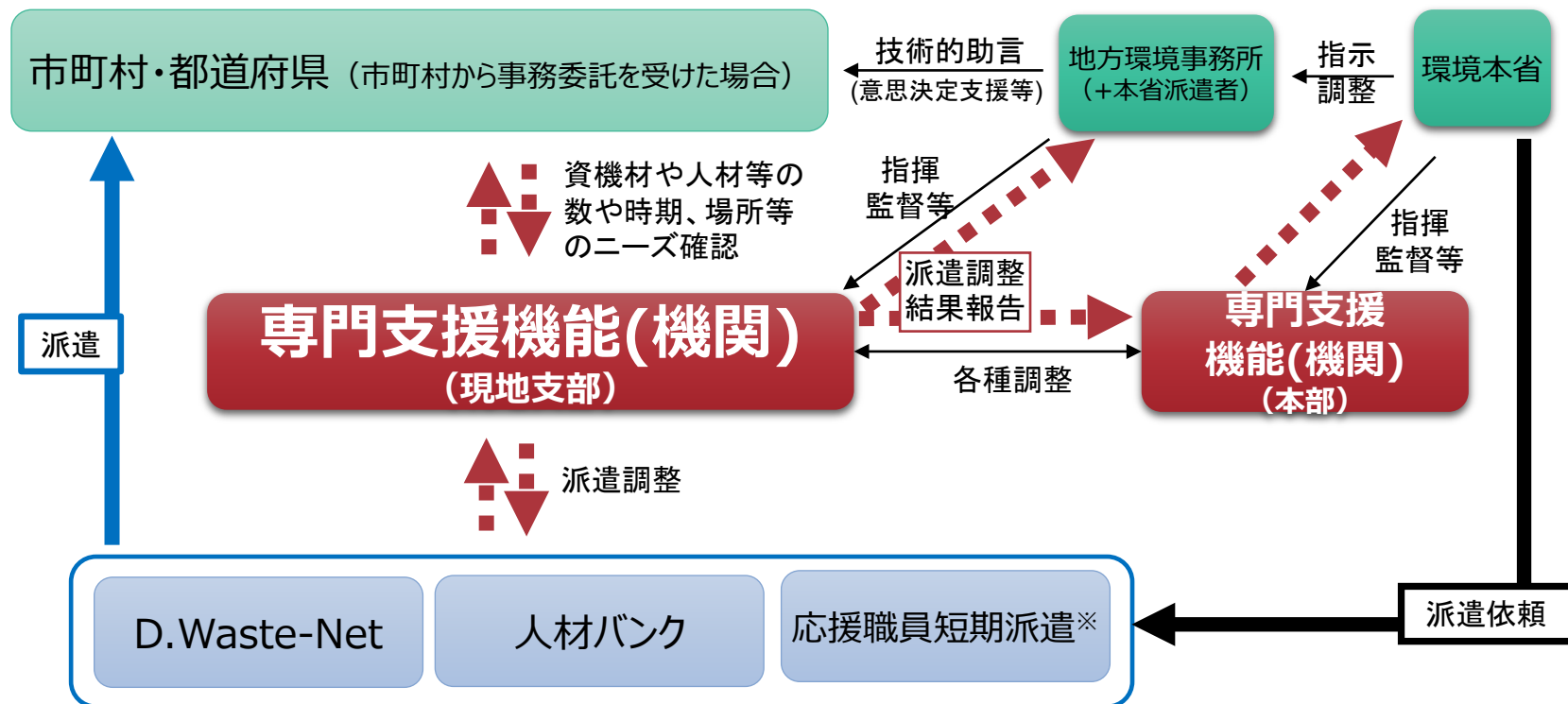
市町村のみでは災害廃棄物処理の対応が困難な場合や、市町村から都道府県に事務委託が行われた場合に、市町村又は都道府県が補償コンや解体業者、廃棄物処理業者へ委託し、施工監理・各種調整等を専門支援機能(機関)が実施する。 ※災害規模のみでなく災害の種類や被災自治体の体制も考慮が必要



専門支援機能(機関)の役割④ 発災時：技術支援・人的支援のマッチング・調整（案）

【被災が都道府県・市町村を跨ぐ広範囲な巨大地震・集中豪雨における人的・技術支援調整】

- 全国各地の被災自治体（市町村・都道府県）から公費解体・災害廃棄物処理の各種業務に関する**人的・技術支援ニーズが集中し**、D.Waste-Net及び人材バンク支援員との調整や受援側（被災自治体）のニーズ把握やマッチング・派遣調整に多くの時間を要し、早期支援に関する支障が懸念される。
- これら多岐にわたる調整を横断的に支援する専門機能（機関）を設けることで、**被災自治体への人的・技術支援の円滑・迅速なマッチング・派遣を促進**。



※地域ブロック協議会が策定する大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画に基づく他自治体職員の派遣

専門支援機能（機関）について主に議論いただきたい事項

1. 横断的専門支援機能（機関）に必要な要件は、他に必要な要件があるか。

※現時点の具備要件は3点を想定しているが、記載している知見以外に必要な知見・体制等や4点目以降の要件はあるか。

- 廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験（廃棄物処理に関する知見だけでなく、廃棄物処理・公費解体に関連する様々な知見（例えば建築、土木、**環境**、法務、財務、電気、DX、**〇〇**等）が必要）
- 多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整（広域的な連携等）に関する知見・経験・能力
- **現地支部を発災早期に設置するなど、全国的な対応が可能であること**
- **□□□**

※ P.2に記載の具備要件のうち2つ目及び3つ目の具備要件を統合。その上で上記のとおり3つ目以降を検討中。

2. 専門支援機能（機関）の具体の主な役割や、専門支援機能（機関）の役割①～④について御意見を頂きたい。

2. 廃棄物処理法における関連規定

廃棄物処理法における関連規定①

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）

（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

（非常災害時における連携及び協力の確保）

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（基本方針）

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

廃棄物処理法における関連規定②

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）

（都道府県廃棄物処理計画）

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

廃棄物処理法における関連規定③

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）

（市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例）

第九条の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

- 2 市町村が前項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第九項中「第二項及び第三項の規定は」とあるのは「第二項の規定は、」と、「第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替える」とあるのは「読み替える」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）

第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

- 3 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第二項の規定及び」と、「第二項中」とあるのは「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「と、」と、第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

廃棄物処理法における関連規定④

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）

第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもつて足りる。

3. 災害対策基本法における廃棄物処理 に関する規定

災害対策基本法における廃棄物処理に関する規定①

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - 八 緊急輸送の確保に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（廃棄物処理の特例）

第八十六条の五 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

- 2 環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「指定災害廃棄物」という。）の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針（以下この条において「処理指針」という。）を定め、これを公表するものとする。
- 3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
 - 二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項

災害対策基本法における廃棄物処理に関する規定②

- 4 環境大臣は、第一項の規定による指定があつたときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。
- 5 環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「廃棄物処理特例基準」という。）は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。
- 6 廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
- 7 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
- 8 環境大臣は、第四項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第五項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。
- 9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。
 - 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
 - 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
 - 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性
- 10 第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。
- 11 第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行つた環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。
- 12 第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。
- 13 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 市町村のための人的応援の受入に関する受援計画作成の手引きについて

市町村のための人的応援の受入に関する受援計画作成の手引きより抜粋①

(令和7年4月、内閣府(防災))

内閣府(防災)において、令和2年4月策定され、直近では令和7年4月に改定された、**他の地方公共団体等からの応援職員等の受入を中心とした人的応援に関する受援計画の策定**について、その検討の手がかりや参考となる事項を整理した手引き。

目次

I 編 災害時の応援・受援に関する基本事項	1
第1章 受援体制整備の必要性	3
第2章 応援を受入れる上での心構えやポイント	8
第3章 応援の種類	10
第1節 地方公共団体等による支援	10
第2節 国等による支援	14
第3節 その他の団体等による支援	17
第4章 受援体制の整備	18
第1節 庁内全体の受援担当者の選定	18
第2節 各業務の受援担当者の選定	19
第3節 応援職員等の受入れ環境の確保	19
第4節 受援対象業務の整理	20
第5節 受援計画の策定と実効性の確保	21
第6節 受援に関する費用の整理	21
第5章 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	22
第6章 受援計画の策定	27
第1節 受援計画の作成	27
第2節 受援計画の構成	27
第3節 受援対象業務と受援シート	28
第7章 受援計画の実効性の確保	29
第1節 実効性の高い受援計画の作成	29
第2節 研修・訓練の実施	29
第3節 災害時応援協定の点検	29
第4節 受援計画の検証と改善	30
II 編 受援計画(人的応援の受入れ編)の作成	32
第1章 計画の目的と位置づけ	37
第2章 受援体制の整備	38
第3章 災害時の応援職員等の受入れ	40
第1節 受援担当者の役割	40
第2節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	41
第4章 受援対象業務	44
第1節 受援対象業務の全体像	44
第2節 本計画における受援対象業務	44
第3節 受援シート	47

第3節 受援対象業務と受援シート

被災市町村では、災害の種類や規模に応じて多種多様な業務が発生し、多くの業務が応援の対象となるが、本手引きで取り扱う受援対象業務は、近年の災害時に共通して被災市町村で応援が求められ、業務負担が大きい業務を例として示している。

本手引きで取り扱う受援対象業務

- (1) 災害マネジメント
- (2) 避難所運営
- (3) 支援物資に係る業務
- (4) 災害廃棄物の処理
- (5-1) 住家の被害認定調査
- (5-2) 罹災証明書の交付
- (6) 被災者支援・相談業務
- (7) 公共土木施設災害応急対策
(被災状況調査等)

「受援シート」は、応援職員等を円滑に受け入れ効果的な災害対応ができるよう、主な受援対象業務ごとに事前に作成し、災害時に活用するものである。平時においては、業務の担当者、業務の概要、応援職員等に要請する業務等を明確化するとともに、執務スペースや必要な資機材等を整理しておく。また、災害時には、応援要請や応援職員等が業務を行う際に参照する資料として、また、応援職員等と業務の内容や流れ等を確認・調整する資料として活用できるようにしておく(Ⅱ編第4章参照)。

市町村のための人的応援の受入に関する受援計画作成の手引きより抜粋② (令和7年4月、内閣府(防災))

4 災害廃棄物の処理 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX等)
業務責任者	●●課 課長		
受援担当者	●●課 課長補佐 (●●担当) ●●●●		

■業務の概要と流れ

業務概要	通常生活や避難所から出てくる生活ごみのほか、災害廃棄物が大量に出てくるため、通常の生活ごみ処理体制を維持しながら、災害廃棄物の処理方針を検討し、必要な仮置場の設置・管理・運営、住民・ボランティアへの周知、廃棄物処理を行う事業者との契約締結等による処理体制の確保等を行う。
------	---

項目	発災当日	～1週間	～1ヶ月
1 体制整備	災害組織体制への移行	運営	
2 被害情報の収集等	被害状況の把握	実施体制の構築 (庁内体制、応援要請)	
3 生活ごみ・避難所ごみ等の処理	収集運搬体制の確保	収集運搬の実施	
4 災害廃棄物の処理	仮置場の確保	仮置場における分別・火災防止策等の徹底による管理・運営	
5 廃棄物の処理		廃棄物の焼却処理・埋立処分・破砕選別・再生利用の実施	

※「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」(環境省)を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容(上記 箇所)

マネジメント業務支援	・生活ごみ、避難所ごみ等(仮設トイレなどのし尿含む)及び災害廃棄物の収集運搬の方針検討(収集運搬車両の派遣等) ・実施体制の構築(庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整) ・廃棄物の処理方針の検討 ・国、県、市町村、支援団体等との調整
実務への支援	・生活ごみ、避難所ごみ等及び災害廃棄物の収集運搬 ・仮置場の管理

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX等)
●●都道府県				
国	・環境省 ・地方環境事務所 など			
協定締結 地方公共団体				
協定締結 事業者等	・建設事業団体 ・一般廃棄物事業者団体 ・産業廃棄物事業者団体 など			
その他関係機関				
ボランティア 団体				

■応援職員等の執務スペース

活動拠点(屋内)	(例) 5階 503会議室
現場(屋外)	(例) ○○仮置場、●●仮置場、清掃工場

■応援職員等の要請人数の考え方

○以下に示す本部及び現場で必要な職員等人数から発災時に自市町村で動員できる職員数を引いて要請人数を見積もる。

(1) 本部に必要な職員等人数 ※市町村の規模や被災規模に応じて検討

- | | | |
|---|---|--|
| ① 廃棄物担当部署のリーダー1人
② 廃棄物担当部署のサブリーダー1人
③ 廃棄物担当部署職員2～4人 | + | ④ 技術系職員(土木部局等)
⑤ 事務系職員(総務・財政部局)
⑥ その他(専門業者、専門家、コンサルタント等) |
|---|---|--|

(2) 1現場(仮置場)あたりに必要な職員等人数

・搬入場所の出入口1ヶ所あたり職員等1～2人(受付(搬入物検査員)等)を配置
※分別指導、荷下ろし補助、車両誘導、場内誘導、搬出車両のタイヤ洗浄、夜間警備等は業者委託のため算入せず

■必要な資機材等

地図には、通常時のごみ収集ルートや清掃工場、ごみステーション設置箇所、ガソリンスタンドなどの掲載があると応援職員等は活動しやすい
車両、地図、机、椅子、PC、プリンター、カメラ、Wi-Fi、携帯電話、ヘルメット、作業着、防塵マスク、手袋、雨具、防寒具(詳細は以下手引きを参照) ※必要に応じて、応援職員等に持参を依頼

■指針・手引き等

- ・災害廃棄物対策指針・技術資料【環境省】
- ・災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)【環境省】
- ・市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き【環境省】
- ・災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き【環境省】
- ・公費解体・撤去マニュアル【環境省】
- ・●●市町村 災害廃棄物処理計画

5. 現行の廃棄物処理法における一般廃棄物処理施設の設置手続について

(第2回令和6年度災害廃棄物対策推進検討会 参考資料5より抜粋)

平時における一般廃棄物処理施設の設置手続

民間事業者等による設置

(法第8条)

許可の申請
※

8条2項の申請書
・設置に関する計画
・施設維持管理計画等
8条3項による
・生活環境影響調査の結果の添付

※ 許可を要するのは、
政令で定める一定規模以上の
一般廃棄物処理施設
(施設の種類に限定なし)

都道府県知事

許可の基準

・技術上の基準に適合していること
・生活環境等に配慮した計画であること
・申請者の能力が基準に適合していること 等
都道府県知事は、上記に適合していると認めるときでなければ許可してはならない。

8条4項の政令で定める施設については、上乘せ手続きあり
⇒(令5条の2)焼却施設及び最終処分場

申請書等の
公衆への縦覧
(1月間)

利害関係者は
縦覧期間満了
から2週間後ま
で意見書提出
が可能

関係市町村長
に対する通知
意見聴取

専門家
からの
意見聴取

許可

設置

設置に関する計
画との適合性
に関する検査

使用開始

市町村による設置

(法第9条の3)

市町村は、都道府県知事に届出

・(届出書類には、8条2項の申請書記載事項、
生活環境影響調査結果を記載)

市町村長は、届出書作成に当たっては、
政令で定める事項について、条例で定めるところにより、生活環境影響調査結果について、公衆への縦覧。
→利害関係者が意見書を提出する機会の付与。

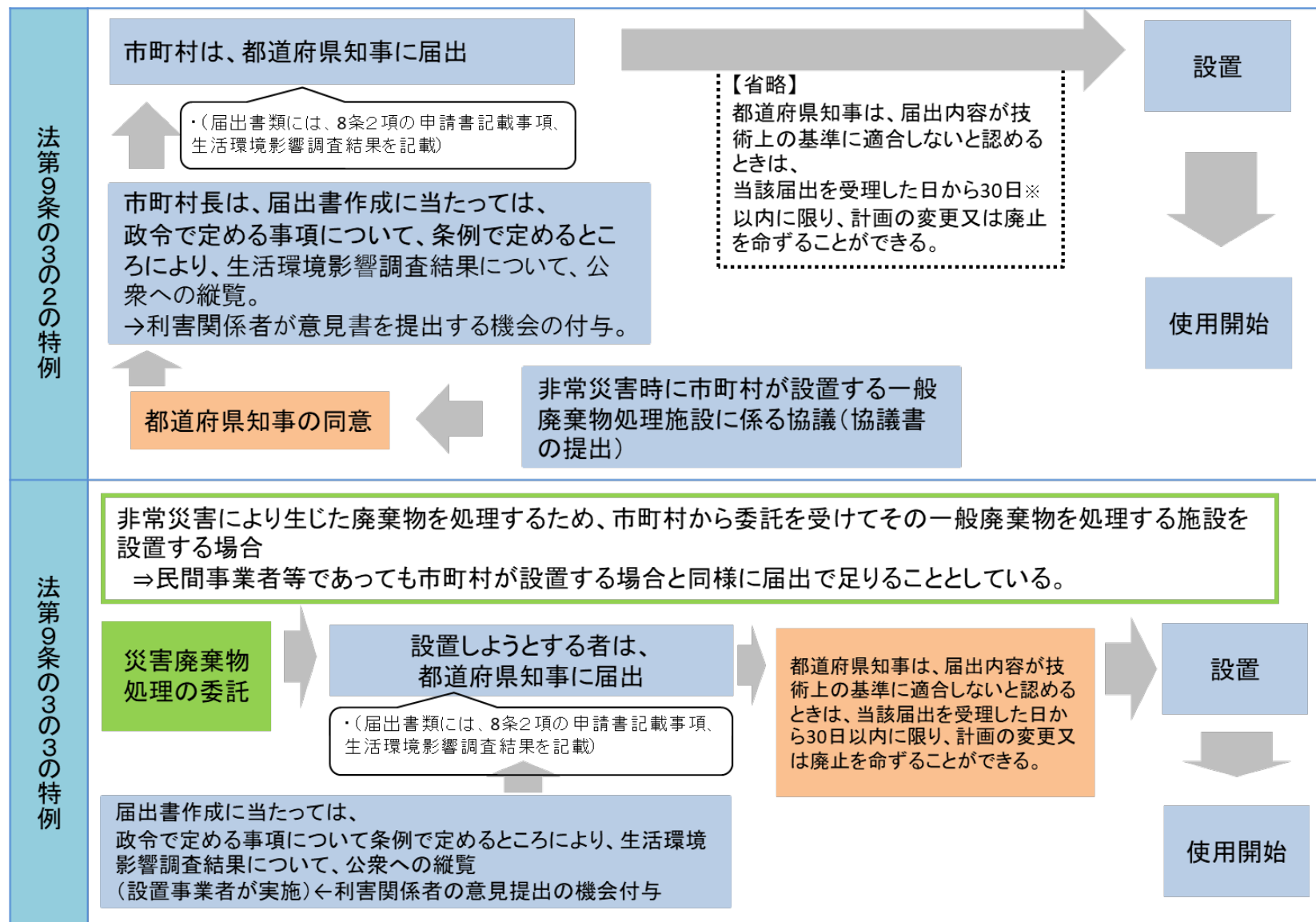
都道府県知事は、届出内容が技術上の基準に適合しないと認めるときは、
当該届出を受理した日から30日※以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

※最終処分場については、
60日以内

設置

使用開始

災害時における一般廃棄物処理施設の設置手続の特例



産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置 についての特例に係る事後届出の特例（法第15条の2の5第2項）

特例の内容

○平時においては、法第15条の2の5の特例により、一般廃棄物を既存の産業廃棄物処理施設において処理するときは、都道府県知事に事前の届出が必要であるところ、非常災害時には、事後の届出で足りることとするもの。

※被災地域外の都道府県における施設において処理しようとする場合には、不適正処理の防止の観点から、原則として、通常と同様に事前届出が望ましい。

（産業廃棄物処理施設の転用）
法第15条の2の5の特例

- ・既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している場合かつ、
- ・環境省令で定める廃棄物を処理する場合
⇒当該一般廃棄物を処理するにあたり、一般廃棄物処理施設設置許可を要せず、都道府県知事への届出で足りることとしている。

※産業廃棄物処理施設について、政令で定めるものについては、設置にあたり都道府県知事の許可が必要。（15条1項）

（一般廃棄物処理施設としての）
事前の届出

（都道府県知事）
受理書の交付

（一般廃棄物処理施設としての）
使用開始

一般廃棄物処理施設としての使用開始の30日前までに提出（規則）

**【災害の特例】非常災害のために必要な応急措置の場合は、
処理開始後の届出で可（2項）**